



今月のテーマ **区分記載請求書等保存方式と適格請求書等保存方式**

令和元年10月1日より消費税の軽減税率制度が施行されました。ご存じのとおり、飲食料品と一定の新聞について8%の消費税率が適用され、それ以外は10%の消費税率が適用されます。このように複数の税率を使用するため、本年10月1日以降に作成する請求書等について平成28年度税制改正において新たなルールが決定されました。今回は区分記載請求書等保存方式と適格請求書等保存方式についてご紹介します。

1. 区分記載請求書等保存方式

令和元年10月1日より消費税の軽減税率制度の実施に伴い、軽減税率(8%)と標準税率(10%)の2種類の消費税率により消費税額が算出されます。そのため事業者は税率ごとに取引を区分経理することが必要となり、また仕入税額控除の適用を受けるために区分経理を反映した請求書等の保存が必要となります。

(1) 仕入税額控除

消費税の納税額は、課税期間中の課税売上げに係る消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除(仕入税額控除)して計算されます(旧 [HiguchiTaxNewsNo.101](#) 参照)。この計算構造からも分かるように、課税仕入れに係る消費税額が多くなるほど納める消費税額は少なくなることから、仕入税額控除の適用を受けるためには一定の要件を満たす必要があります。

(2) 請求書等の保存義務

上記(1)の一定の要件に法定事項が記載された請求書等の保存があります。この法定事項とは下表に掲載された内容を指します。なお、請求書等は受け取った日の属する課税期間の末日の翌日から2ヶ月を経過した日から7年間、保存することが義務付けられています。

請求書等の種類	請求書等への記載事項
取引の相手方から交付を受ける、請求書、納品書等(注1)(注2)	①書類作成者の氏名又は名称 ②取引年月日 ③取引内容 ④取引金額(税込み) ⑤書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称
仕入を行った事業者が自ら作成する仕入明細書、仕入計算書等(注2)(注3)	①書類作成者の氏名又は名称 ②相手方の氏名又は名称 ③取引年月日 ④取引内容 ⑤取引金額(税込み)
課税貨物を保税地域から引取る事業者が税関長から交付を受ける輸入許可書等	①保税地域の所轄税関長 ②引取可能年月日 ③課税貨物の内容 ④課税標準の金額並びに輸入消費税額及び輸入地方消費税額 ⑤書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

(表は国税庁HPより転載)

(3) 改正の内容

平成28年度税制改正において、仕入税額控除の適用を受けるための要件として、上記(2)の表に掲載された内容に加えて、下記の2点が請求書等への記載事項に追加されました。

- 軽減税率の対象品目である旨
- 税率ごとに区分して合計した対価の額(税込み)

2. 適格請求書等保存方式

令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税額の仕入税額控除の方式として、1の区分記載請求書等保存方式に代わって適格請求書等保存方式が導入されます。

(1) 適格請求書等

適格請求書等とは、売手が買手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段であり、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類をいいます。

(2) 適格請求書発行事業者登録制度

適格請求書等を発行するためには、税務署長に適格請求書発行事業者の登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。この申請書は消費税の課税事業者でなければ提出することはできず、令和3年10月1日から提出することができます。令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、令和5年3月31日までに申請書を提出する必要があります。なお、売手側が適格請求書等保存方式を採用しない場合、買手側では原則として仕入税額控除の適用を受けることができなくなることから、実質的に課税事業者は登録申請書の提出がほぼ必須と考えられます。